

令和6年9月27日

第9回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰	会 長	事務局長	次 長	係
裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2. 開会日時 令和6年9月27日(金) 午後2時30分

3. 出席委員 (農業委員7名) 古谷会長 武田会長職務代理者
津野委員 橋田委員
横山委員 堅田委員 大野委員

(推進委員8名) 高橋委員 三本委員 谷本委員
森田委員 和田委員 森光委員
谷脇委員 坂本委員

4. 欠席委員 (農業委員1名) 宮田委員

5. 出席職員 (事務局3名) 梅原局長 坂本次長 北村主幹

6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 須崎(須崎市)農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	古谷会長 只今から、令和6年第9回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 梅原局長 本日は3番 宮田委員から欠席の連絡をいただいております。
議 長	古谷会長 本日はよろしくお願ひします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただきますのでよろしいでしょうか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は9番 森光委員、10番 横山委員、よろしくお願ひいたします。
議 長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	9番 森光委員 現地確認してきました。駐車場と車庫がありまして、問題ありません。
審 議	古谷会長 他の委員の方からご意見、ご質問はございませんか。特に無いようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。

議 長	古谷会長 <p>特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。</p>
議 長	古谷会長 <p>続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	梅原局長 <p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号4まで議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	坂本次長 <p>補足説明をします。</p> <p>番号1は、現在、譲渡人から借りて耕作している農地の購入になります。譲受人は野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も引き続き野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号2について、譲受人は水稻を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間200日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は水稻を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号3は、水稻を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と父が年間150日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は水稻とみかんを栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号4は、サトイモを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と夫が年間250日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後はサトイモを栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満</p>

	<p>たしていると考えます。</p>
議 長	<p>古谷委員 関係委員のご意見をお願いします。</p>
意 見	<p>13番 坂本委員 番号1について、現地確認してきました。申請地は譲受人の自宅の、裏の山の一部裾が広がって、ちょっと平らになっている場所の畑で、広い場所ではありません。昭和の頃から譲受人が借り受けて野菜を作っているとの事で、今後も続けていくそうで、問題はありません。</p> <p>12番 谷脇委員 番号2と番号3について、確認してきました。問題はありません。</p> <p>9番 森光委員 番号4ですが、畑を作っていたところを売るという事で、問題はありません。</p> <p>8番 橋田委員 譲受人は最近押岡地区に引っ越してきた方で、菜園を作りたいのだと思います。</p>
審 議	<p>古谷会長 他に何かご意見はありませんか。異議がないようでしたら、番号1から番号4まで許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>古谷会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>古谷会長 続きまして、議案第3号、須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）の審議を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>北村主幹 【議案第3号 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）について</p>

	別冊をもとに朗読】
補足説明	北村主幹 番号1について、参考資料の方に写真をつけさせていただいております。
議 長	古谷会長 担当委員さんのご意見はございませんか。
意 見	1 番 津野委員 非農地で申請するという事ですし、山でやりようもないし、問題ないと思います。
補足説明	北村主幹 番号4についても、参考資料に現地の写真をつけさせていただいております。
審 議	古谷会長 番号4については、現状山という事で畑に戻すのも難しいようですが、ご意見はございませんか。なければ番号1と番号4は承認として構いませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 番号2と番号3は現地確認したところですが、関係委員さんのご意見をお願いします。
意 見	1 1 番 堅田委員 問題ないかと思います。 2 番 高橋委員 手前の埋めていた所に関しては始末書か何か出すのですよね。
審 議	北村主幹 始末書をお願いしています。 古谷会長 それでは、駐車場になっている所は始末書を、他は問題ないということでよろしいでしょうか。

採	決	農業委員（異議なし）多数。
議	長	古谷会長 では番号5について、関係委員さんお願いします。
意	見	8番 橋田委員 問題ないと思います。
議	長	古谷会長 では特に問題ないということですね。他の法的にも問題はないという事ですので、承認とします。
意	見	11番 堅田委員 承認とはならないと思います。
		2番 高橋委員 本来は、5条申請は売買が終わって、買った人が地目変更するものですので、許可前に買う人がやるのはおかしいと思います。
		古谷会長 番号6については問題があるので、現状のまま承認とすることはできないという事です。
		2番 高橋委員 番号6に関しては、毎回許可前に土地に手をいれていますし、元に戻して、始末書等を求めた方が良くはないのでしょうか。
		古谷会長 現状でも始末書を求めますか。土を入れてはいますが、宅地にするような状況でもないという状態ですが。田を田じゃない状態にして、トラックを置いたりしているようです。

		で、始末書を出してもらって原状復帰してもらおうとしますか。
		北村主幹 始末書をいただいて原状復帰する事を前提に、今回の計画で可能とするのか、それとももう取り下げをしてもらうべきでしょうか。
		古谷会長 何回もやっていますし、一回元に戻してもらいますか。
		14番 大野委員 始末書書いたら問題ないという認識でいて、今後もずっと同じような事を繰り返されては困るのではないのでしょうか。
		15番 武田委員 一回却下として、原状復帰して出しなおしてもらおうようにした方がいいと思います。
審議	古谷会長	それでは、番号6については今回は却下とし、原状復帰後再度申請してもらおうとし、番号7は承認とするということによろしいですかね。
採決	農業委員（異議なし）	多数。
議長	古谷会長	番号8はどうでしょうか。
意見	5番 谷本委員	問題ないと思います。現在住んでいる家は急傾斜地にかかっているということですし、周辺も宅地化していて影響もないと思います。
審議	古谷会長	では問題ないということで構いませんか。
採決	農業委員（異議なし）	多数。
議長	古谷会長	番号9はどうでしょうか。

意見	<p>1番 津野委員</p> <p>何年も前から農地としては難しいという話があったようですし、畑に戻すのは無理じゃないでしょうか。</p> <p>北村主幹</p> <p>市として、農地ではないという考えのもと課税科目を雑種地にしているのであれば、農地ではないので非農地証明で手続きをとるべき、という県からの助言がありました。</p>
審議	<p>古谷会長</p> <p>では承認としてかまいませんか。</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
審議	<p>古谷会長</p> <p>では番号1から番号9まで審議が終わりましたが、他にご意見等ございませんか。無ければ番号1から番号5、及び番号7から番号9までは承認、番号6は始末書を提出の上、原状復帰してもらおうとしてかまいませんか。</p>
採決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議長	<p>古谷会長</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問）の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>北村主幹</p> <p>【整理番号R6-11について別冊をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>北村主幹</p> <p>補足説明をします。</p> <p>整理番号R6-11について、借受人の主たる経営作物は茗荷で、構成員は3人、内2人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改正により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号では、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。農用地のすべてを効率的に利用することの要件、農作業に常時従事すること</p>

	<p>の要件につきましても、適合すると考えます。</p> <p>以上により、今回の申請について、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>古谷会長</p> <p>皆さんから何かご意見、ご質問があればお願いします。</p>
審 議	<p>古谷会長</p> <p>何もないければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>古谷会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。</p>
議 長	<p>古谷会長</p> <p>以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>坂本次長</p> <p>農業委員会全員研修会について</p> <p>農地パトロールについて</p> <p>互助会費について</p>
閉会宣言	<p>古谷会長</p> <p>その他、何かございませんか。</p> <p>ないようでしたら、以上で第9回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p>
	<p style="text-align: right;">閉会 午後 3時40分</p>

その真正なることを証して署名する。

議 長

9 番

10番